

平成 29 年度 環境報告等ガイドライン改定に関する検討会

第 1 回

日時：平成 29 年 10 月 12 日（木）10：00～12：00

会場：霞ヶ関ビルディング 33 階セミナールーム B

出席者：栗野委員、飯塚委員、魚住委員、橘高委員、上妻委員（委員長）、
後藤委員、富田委員、藤原委員、松川委員、水口委員、米山委員

欠席者：市川委員

（五十音順、敬称略）

1. 開会

環境省 菅生課長補佐

本日はお忙しいところをご参集いただきまして、誠にありがとうございます。定刻になりましたので、これより平成 29 年度環境報告ガイドライン及び環境会計ガイドライン改定に向けた検討会、第 1 回を開催いたします。会議に先立ちまして、環境省大臣官房環境経済課長、奥山よりごあいさつを申し上げます。

I 環境省挨拶

環境省 奥山課長

おはようございます。環境省環境経済課長の奥山でございます。本日はご多忙のところをご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本検討会は環境報告ガイドライン、そして環境会計ガイドラインにつきまして、企業開示に関する国内外の最新の動向を踏まえつつ改定案をご検討いただくものでございます。

いずれのガイドラインにつきましても、策定以来何回かの改定を経まして現在に至っております。環境報告ガイドラインにつきましては、おかげさまをもちまして、わが国の上場企業の約 75%が環境報告書を策定するにあたって参考にさせていただいているという状況になっております。わが国の企業の環境活動の開示の指針として重要な位置を占めているものと考えております。

一方、企業を取り巻く状況につきましても大きく変化しております。ご承知のとおり、SDGs やパリ協定の発効など、持続可能な社会への移行を促進する国際的な枠組みが確立

され、世界ではそれを実現するための政策強化が事業者の事業環境に構造的な変化をもたらしております。また、国内的にも中長期的な企業価値の向上の観点から、2つのコードが策定され、環境情報を含む非財務情報に対する対話が強く期待されるようになっております。その中で事業者は気候変動、資源制約、人権問題などの重要な ESG 課題にバリューチェーンを含めて直面しなければならないという状況になっておりますし、投資家も ESG 報告に多大な関心を持つようになっております。

そんな中海外では、環境等の情報を含んだ非財務情報開示基準、フレームワークが次々に公表されており、ご承知のとおり今年7月には企業安定理事会のもとでTCFDが気候変動関連の財務情報の開示につきまして、最終報告書をG20に報告したというところになっております。

環境報告は、環境情報に関して企業と投資家をつなぐ重要な環境基盤でございます。持続可能な社会の形成に向けましては、企業の環境への取組が金融面でも適切に評価されることが重要と考えておりまして、そのために環境省ではまず企業と投資家をつなぐ対話の基盤となる情報システムの整備を行う環境情報開示基盤整備事業や、あるいは投資家が実務レベルにおいて適切に ESG 判断を行っていく上で手助けとなるように、環境情報と企業価値の向上のかかわりにつきましてわかりやすく整理したものを取りまとめるための検討を行っているところでございます。

こうしたものは進めておりますが、いずれにしましてもこの環境報告ガイドラインにつきましては、こうした施策の中核を担っていくものと位置づけており、社会情勢の変化に合わせて改定をしていくことが重要だと考えております。

昨年度、上妻先生をはじめとする委員の方々に論点整理をさせていただきまして、そういったものを踏まえながら、年度末まで3回という短期集中の場になりますけれども、よりよい環境報告のあり方を目指しまして、本検討会におきまして、皆様からぜひ忌憚のないご提案、ご意見をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

Ⅰ 本検討会の趣旨説明

事務局

本検討会は、平成28年度環境報告ガイドライン、環境会計ガイドライン改定に向けた論点整理を受けまして、ガイドラインの改定案を検討するものです。詳細につきましては、資料2にございます。

資料2に沿って開催要領の説明（省略）。

Ⅰ 委員紹介

事務局

資料 1 に沿って委員の紹介（省略）。

Ⅰ 委員長選任及び挨拶

事務局

続きまして、本検討会の委員長の選出を行います。本検討会の委員長は、委員の皆様の互選で選出していただきます。僭越ながら事務局といたしましては、現行ガイドラインを検討いたしました平成 23 年度環境報告ガイドライン等改定に関する検討委員会の委員長及び昨年の論点整理を行いました平成 28 年度環境報告ガイドライン及び環境会計ガイドライン改定に向けた研究会の座長を務められました上妻委員にお願いしてはいかがでしょうかと思いますが、皆様いかがでしょうか。

（拍手）

事務局

ありがとうございます。それでは本検討会の委員長は上妻委員にお願いいたします。今後の議事進行につきましては、上妻委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

上妻委員長

上智大学の上妻でございます。皆さんに委員長に選んでいただきまして、その大役をこれから果たさなければならないので、少し緊張しております。このガイドラインが最初に来たのは、たぶん 1999 年だと思います。それから 4 回の改定を重ねて 2012 年度版ができて、それからもう約 5 年が過ぎました。環境会計ガイドラインに関しましては、2005 年度版がたぶん 3 回目の改定だったと思うのですが、それ以降まったく改定が行われずに、というか日本の企業の皆様の環境会計の指針として長い間使われてきているので、改定するタイミングもはかれなかったということがあったのではないかと考えています。

しかし今回、両方のガイドラインが改定されることになりまして、その職責を皆様と一

緒に果たさせていただくのはたいへん光栄なことでもありますし、責任の重いことだろうと思います。頑張って務めたいと思いますので、どうぞ皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは早速、議事に入りたいと思います。事務局から本日の議事予定及び配布資料の確認について説明をお願いいたします。

Ⅰ 議事予定及び資料確認

事務局

はい。本日の会議は 12 時までの予定です。本日の議事予定は、議事次第にございますとおり、(1) 環境報告ガイドライン及び環境会計ガイドライン改定に向けた論定整理の概要について、(2) ガイドライン改定の方向性について、を予定しております。

続きまして、配布資料の確認をさせていただきます。

配布資料

資料 1 平成 29 年度 環境報告等ガイドライン改定に関する検討会委員名簿

資料 2 平成 29 年度 環境報告等ガイドライン改定に関する検討会開催要領

資料 3 環境報告ガイドライン及び環境会計ガイドライン改定に向けた論点整理の概要について

資料 4 主な環境情報開示のフレームワーク等

資料 5 ガイドライン改定の方向性(案)

参考資料 1 環境報告ガイドライン 2012 年版

参考資料 2 環境会計ガイドライン 2005 年版

参考資料 3 環境報告ガイドライン及び環境会計ガイドライン改定に向けた論点整理

もし資料の不足等がありましたら事務局までお申しつけください。あと参考資料につきましては、次回以降の検討会でも使いますので、お持ち帰りにならずにそのまま置いていただければと思います。よろしいでしょうか。

では、カメラ撮りはここまでになりますので、よろしくお願いいたします。

2. 本日の検討項目

上妻委員長

どうもありがとうございます。それでは早速議事に入りたいと思います。本日の第1番目の議題は「環境報告ガイドライン及び環境会計ガイドライン改定に向けた論点整理の概要について」ということで、これは昨年度ガイドラインを改定するための論点をきちんと絞ってから改定に入ったほうが良いということで研究会が開かれて、論点整理が行われております。まず、その内容についてご報告していただきたいと思います。事務局のほうからよろしくをお願いします。

1) 環境報告ガイドライン及び環境会計ガイドライン改定に向けた論点整理の概要について

I 資料説明

事務局

環境報告ガイドライン及び環境会計ガイドライン改定に向けた論点整理の概要について説明（省略）。

I 意見交換

上妻委員長

論点整理をなぜしたのかということのご説明をまずしたいと思います。

それは、これまで改定のたびに、それぞれの関連領域の知見をお持ちの方にお集りいただいてガイドラインを検討していくという形にしていたのですが、当初考えていたような改定の方向性が検討会の中で検討しているうちに、違った方向にいつてしまうということがよくありました。つまり、さまざまな意見が出ることによって、足して2で割る、3で割るといった結果になってしまうことが何度かあり、その原因は何かということ当初考えておりました。

一番重要な問題点は、ガイドラインの改定に関する基本的な認識が共有されていないことがよくあるのです。そのために、委員の皆様にご改定の背景や論点ということをご提示して、それを前提に議論していただくのが一番いいだろうということで、この論点整理をしております。

論点整理の内容について簡単にご説明いただいたのですが、今回ご参加いただいている委員の皆様には事前にお送りして読んできていただいております。ですからあえてここで

詳しいお話をする必要はないのですが、これを前提に今後ガイドラインの改定を進めるという意味では、ここのところを皆さんに共有していただかないと、また同じことを議論することになってしまいますので、それを踏まえて、もし重要な問題点がある、もしくはここはよく理解できないといったご疑問等があれば、本日皆様からご意見等をお受けしたいと思えます。そういう視点で改定を行っていきたいと思えますので、今の事務局からの説明に関しまして、ご質問、ご意見等があれば、よろしくお願ひしたいと思えます。

事務局 ご意見のある方は挙手をお願ひいたします。

栗野委員

今上妻先生のほうからおっしゃっていただいた、改定スタンスの共有というのは私も非常に大事と思いつつ、そこに今あまり明確に記載されていない部分がやはり気になります。すでにガイドライン改定の背景に ESG 情報や ESG 投資そのものの進展といった大きな国際社会の変化が書いてあるわけですが、そのような国際社会の変化に対して、この改定したガイドラインが国際社会で、個社の取り組みを発信できるようなものになっていけるかという視点が、私が読んでいる限りは、やや弱いというのが正直あります。

具体的には 2 つあります。1 つは、そもそも例えば環境会計のガイドラインも日本独自のものですので、当然日本語でしか出されていない。したがって日本企業がいくらそれにのっかって記載をしたとしても、海外の機関投資家は、いったいこのデータは何か、そもそもどういふ基準にのっかって行われているのか、咀嚼をする材料が提供されていない。

もしこの改定ガイドラインも、日本語でだけ出されていくとなれば、そもそもなぜこういう報告になっているのかということ咀嚼するツールがおそらくない。つまり制度として、行政が行うべきこととして、この新しい改定ガイドラインを国際社会や ESG 投資の主たる担い手である海外の機関投資家にもわかっていただけるようなものにしていくには一体どうしたらいいのか。そういった視点が 1 つ必要なのではないかと思っています。

そして、この改定ガイドラインが、決して英語が得意ではない日本企業が多々いる中で、いかに海外に自社の強みを訴えることができるものになっていけるか、そのサポートになるという視点をもう少し強く持ったほうが、最終的に今回の改定の目的の目指すところにより近づいていけるものになるのではないかと印象を私は持っていましたので、それを一つ意見として提起させていただければと思えます。

上妻委員長

ありがとうございます。おっしゃっていただいたことは、ガイドラインの改定の方向性としては強く意識しているところです。環境会計に関しては、極めて特異な存在なのですが、これまで国際的な方向性という意味ではあまり重視されてこなかったのです。ところが ISO などの規格化が始まり、ずいぶん、特にヨーロッパを中心に、貨幣数値として環境を可視化していく、環境対策を可視化していくというような動向が強くなってきています。そういう動向を配慮しながら、環境会計ガイドラインも改定していく必要があるという意識は強く持ってこれをつくっております。ですからそのご懸念は要らないと思います。

それからガイドラインを外に発信するという意味ですが、すでに 2012 年度版は英語でつくられていて、公表されています。これが国際的に使われるか、使われないかは極めて微妙な状況があります。正直な話、GRI ガイドラインがある意味でデファクト化してきてしまっていますので、その存在を前提にしていくと、ひょっとして要らないのではないかという議論もあるのです。

しかし、日本の事業者の方たちが抱えている問題は、西洋社会の考え方を前提につくられている GRI ガイドラインとは必ずしも整合的ではないのです。そのために日本の事業者の人たちに使いやすいものをやはり提供していく必要があるし、それは環境報告だけではなくて、ESG 報告もそういう視点でつくらなければいけないというのがあるのですが、もともと環境報告ガイドラインは環境報告書ガイドラインというようにしてつくられてきて、環境報告の範ちゅうを出ていかないのです。だから忸怩たる思いはあります。環境報告書ガイドライン、環境報告ガイドラインと呼ばれるものは海外の方に使っていたくという前提でつくっていませんので、そここのところは視野には入っていない。

ただ、国際的に事業者の方たちが環境報告をしていただく際には、十分国際的なガイドライン等、もしくは基準等との整合的な形の情報がでていくようには十分配慮するように、今回のガイドラインの改定でもしていかなければならないと思っていますし、議題 2 でその方向性は説明されると思います。

水口委員

高崎経済大学の水口です。論点整理の 4 ページのところに、結論というかまとめとして、改定のスタンス（基本コンセプト）というのがございます。ここの 2 つ目に「適切に機能

する ESG 報告全体の枠組みづくりを前提として、ESG 報告に親和性の高い環境報告の枠組みを設計する」と。つまり ESG 報告という全体像があって、その中に使われる環境報告のガイドラインなのだという位置づけでつくろうということだと思っております。それはそのソーシャルやガバナンスの部分は手をつけにくいからということだと思っておりますが、前提となる ESG 報告の枠組みをどう想定するのかという問題があるかと思っております。

すなわち ESG 報告全体の枠組みが財務報告の中に組み込まれるような方向を想定しているのか、あるいは従来どおりの単独の、独立の報告書的なものを想定するのか。さらには冊子体の報告書ではなくて、ウェブベースで、非常に情報量が多くて検索可能なような、いわばデータベース的な ESG 報告というものを想定するのか。そのあたりの前提となる ESG 報告のフレームワーク自体をはっきりしないと、なかなか会計報告の部分は難しいのかなと思っておりますが、そのあたりはどのような ESG 報告を想定されるのでしょうか。

上妻委員長

財務報告に関しては、わが国には有価証券報告書がございますので、そこで環境報告に類するような情報開示が行われる場合にも使えるようにということで、2012 年版の改定が行われています。

その財務報告の枠組みで ESG 報告が行われる傾向が著しく強くなっていますので、当然それは財務報告の枠組のことは強く意識しないといけないのですが、先生はご専門なのでよくご存じだと思うのですが、世界の中でも国によって対応が違います。例えば財務報告で一元的に環境報告まで行ってしまうケースもあれば、CSR 報告書や環境報告書のようなものとアニュアルレポート等を、ウェブも含めた情報プラットフォームの中で上手に組み合わせながら、重複した情報開示をしないようにうまくリンクさせてやっているという国もあるのです。

ですからそのような状況の中で使っていかれる。例えば GRI スタンドアードのようなものを枠組みとして使われる企業の場合でも、日本的な環境報告はその中に組み込んでいかれるように、あまり重複するところがない、それから整合的でない場所がないというような形で設計していく必要があるだろうという考えがあります。

水口委員

そのとおりだろうと思うのですが、国によっても対応が違うということもあるのですが、結局どのようなフレームワークを前提にするかによって、環境報告ガイドラインの項目建

での要素が少し変わってくるのではないかと。例えば財務報告の一部として環境報告が入る場合に、マネジメントやガバナンスの情報というのは、そもそも財務報告全体の体系の中にあるのではないかという気がするのです。

そうすると独立の報告書的なものをつくる時とは、財務報告全体のフレームワークの中にすでに入っているものがあるので、項目建てをどう考えるだろうか。それに対する答えの1つがGRIの考えたモジュール化というものだろうと思うのです。つまりモジュール化をして、ガバナンスやマネジメント情報や個々の環境情報などをそれぞれ別々の基準にしていくという、財務報告のIFRSのような感じのものを志向しているのだろうと思うのです。

今回の論点整理の中ではモジュール化という言葉が出てきているのですが、先ほどの論定整理で読まれた中ではモジュール化の部分、54ページですが、「例えば、より柔軟かつ機動的な変更を図るために、付録をガイドラインの本文とは切り離して策定すること（モジュール化）」と書いている。この程度のモジュール化を想定しているのか、それともGRIスタンダード、IFRSのような形の本格的なモジュール化を想定するのかという点はいかがですか。

上妻委員長

その程度のモジュール化です。

水口委員

その程度では対応しにくい不是吗。少し気になりました。

上妻委員長

ガイドラインを使う人たちは大企業の方ばかりではないのです。初めて環境情報開示に取り組むような人たちにもわかりやすくするためには、あまりハードルを上げるのもよくない。だからどういう情報をどのように出せばいいのかというある種のインストラクションのようなものも、役割としては果たしていかないといけないのです。そのあたりのこともうまく勘案しながら、最も使いやすくするために、ガイドラインの本文に関しては極めてコンパクトなものにしよう。それ以外の説明に関しては、横に置いてきちんと見られるようにして、ものすごく詳しくして、事例をたくさん入れていって、事例を見ながら使

ってもらえるようにしようということで、そこをモジュール化と呼んでいるのですが、ちょうどそのときに GRI スタンドアードができつつある状況でしたので、みんなでモジュール化と呼んでいる中でそのように書かされただけなので、あくまでもその程度だということで、ご理解いただければと。

富田委員

3 点ほどあるのですが、まず論点の整理は、ある意味で非常にうまくまとめられているなというのが全体の印象としてあります。非常にニュートラルというか、あまり偏りなく客観的な形でまとめられているのは非常に素晴らしい成果だと思います。

いくつかコメントというか質問を含めてあります。3 つありますが、1 つ目は今の水口先生のご質問とほとんど同じような話です。従来、報告書体系の中でどのようにこのガイドラインを使っていくか、位置づけていくかという話です。

昔はそういう意味では環境報告ガイドラインがあって、企業はそれを基に環境報告書を出し、それをつくる人は企業の環境部であったという、1 対 1 関係が非常にきれいになっていたので、非常に楽な時代だったと思います。しかし今は、先ほどありましたが、有価証券報告書があり、日本でも 300 社程度が統合報告書を出しているといわれています。さらにこれでは不十分なので、サステナビリティレポートないしは CSR レポート、もしくはウェブでこういった情報を開示するという、非常に複雑になってきた。また、企業の中でも作り手が違っているという状態がある中で、このガイドラインをどのように使わせるかということになってくると、本当に企業の中で、例えば報告書をつくっている IR 部門の人が読んで使うものになるのかとか、サステナビリティレポートをつくっている CSR ないしは環境部の人を使うのか。その部分をやってあげないと、たぶんこれを使っても、例えば統合報告的な要素もかなり今回のこの見直しの方向性に盛り込まれているようですが、なかなかそういった人たちが読む状態にならないと結局使われないので、もったいないことにならないかなというのが 1 つの懸念です。

逆にいうと、本当にそれができるのであれば、企業の情報開示体系の中にうまくいろいろなところでこの環境情報報告がしみ込むという理想的な世界ができるのですが、現実的には直感的にはまだ難しいかなとも思う。だから逆にいうと特定の部分に絞ってしまったガイドラインのような考え方もあるのかなと。その点をどのようにお考えかというのが 1 点目です。

上妻委員長

そのことに関しては、ガイドライン、日本の企業の方は原則主義で報告書をつくることをあまり好まれない社会環境にあり、わりと細則があった状況の中で上手にピックアップして使うほうが良いといわれることがあるのです。しかし今の ESG 報告を取り囲む状況というのは、そういう情報を必要としているわけではなく、もっと実体的な会社の状況適応能力のようなものがどうなっているかということ強く要求している。ところがこれまでの環境報告ガイドラインは、そのようにはつくられていないのです。やはり極めて細則主義的な要素が強くて、これだけ書いていけばいいという状況だったのです。

それを原則主義でつくったらどのような状況になるのかということがきちんとわかるように、ガイドラインをつくることによって、日本でつくられる環境報告をガイドラインに沿ってつくっていけば、いわゆる原則主義に従ってやると、どんなことを書けばいいのかわかる状況になるように設計していこうというのが論点整理の状況です。その点のご懸念も、それがきちんとうまく設計どおりに組み込めるようになれば問題はないかと思っています。

富田委員

2 点目は、今の原則主義のところにも関係するかもしれないのですが、日本の企業の大きな課題というのは、細則主義であれ何であれ、ガイドラインがいかに立派で素晴らしいものであっても、それにきちんとのおとって開示しないという大きな問題点がたぶんあるのではないかと思います。実際例えば GRI などを例にとってみると、たぶんほとんどの企業は「GRI を使っています」と書いてあるにもかかわらず、実態を見るとそれにのっとった開示は全然されていない。環境報告ガイドラインがどの程度本当に厳密な意味で使われているかわからないのですが、そういった問題があるので、やはりいかにガイドラインをインプルーブしてもなかなか企業がついてこないとする、これはこれであまり意味がないことになりますので、この点をどうやって担保していくのかというところは一つ重要な要素ではないかと思えます。

GRI は準拠というプロセスのようなものを持っていて、かといって日本企業で準拠しているところは極めて少ないですが、少なくともそういうところを明確にするとか、何かそういう工夫がないと、なかなかガイドラインばかり頑張っていて、われわれだけが頑張っている

も、きっと企業はついてこない。それでいいとこ取りのチェックリストのように使われてしまっただけでは意味がないのではないかと。その点はどのようにお考えでしょうか。

上妻委員長

難しいご質問ですが、その点は策がないです。策がないというのは申し訳ないのですが、ガイドラインの役割を超えています。論点整理で書かせていただいているのですが、例えば社会的な評価のようなものは、いわゆるヨーロッパのようにモニタリング社会だと、情報開示をすることによって企業行動そのものを長期的に是正していくことができるのです。ところが日本はそういう社会ではないですから、その中で環境報告が果たす役割を強化していくということになってくると、やはりどうしても外部の格づけ機関や評価機関のようなものが必要になってきます。

この中で「そういうものがきちんとできることが望ましい」と書いているのは、本当はやりたいのですが、われわれの役割を超えているので、それはできないけれども十分認識はしているという意味です。

富田委員

3点目です。3点目は栗野さんのお話と同じ、似ているかもしれません。やはり日本がいかにか国際的に発信していくかというような話です。ここでできても、なかなか国際的なところと整合性が出ないような話があると思います。一つのアイデアとして、今 GRI は、いろいろなほかのガイドラインなどとリンケージドキュメントのようなものをつくって、対照環境を明確にするようなことをやっているのです。

今回もこの環境報告ガイドラインができたときに、最低限そういうことをやることによって、企業の人もいろいろなものを見るのはけっこう大変だと思うので、例えばこの環境報告ガイドラインを見て、きちんとやっていれば自動的に GRI などにも対応できていますというような形ができると非常に楽だと思います。あとはさらにいえば、先ほど上妻先生がおっしゃった日本特有の項目のようなものがあるのであれば、それを明確にして、そういうものを逆に国際的な GRI の場のようなところに打ち込んでいって、そこに新しいスタンダードをつくらせるぐらいのことを本当はやっていかないと、やはり日本の発信力のようなところからすると不十分かと。これもこの委員会のスコープ外ですといわれるような気もしますが、一応そういった視点もぜひとも、少なくとも環境省様には持っていた

だきたいなと思います。

上妻委員長

その話に関しては範囲外ではないです。リンケージに関しては、すでに 2012 年度版は当時の GRI ガイドラインとやっています。ただ英語版ができるのが、ガイドラインができてから 1 年ぐらいかかりますので、その英語版ができてからになるだろうと思います。当然、今回もそれが必要であれば行われることとなりますし、そうでないと、日本の事業者の方々がこのガイドラインを使うときに、いわゆるデュプリケートな情報をつくっていかねばいけなくなります。しかもなおかつ、つくっても全然役に立たないということになりますので、そういうことがないように、ぜひ皆さんで協力してつくっていただければと思います。

富田委員

もしリンケージをやるのであれば、こちらで勝手にリンクするのではなくて、相互にきちんと認め合ってやらないといけないので、前回 GRI 側をどのくらいインボルブしたのかまったくわかりませんが、通常リンケージは 2 つの組織名で発行しますので、やはりそういう形を目指すことによって、日本のガイドラインも世界的に見えてくるということなので、ぜひともそれをやっていただきたいと思います。

上妻委員長

ぜひ富田委員にもご協力をよろしくお願ひしたいと思います。

富田委員

わかりました。依頼があればやります。

上妻委員長

お願いします。

後藤委員

昨年、研究会の委員も務めさせていただきましたので、一言申し上げたいと思っているのですが、今ガイドラインの状況はものすごく動いているのです。皆様のご意見は全部もつともですが、理想形が動いている中で全然ないわけです。「いいものをつくりたい」という気持ちはわかるのだけれども、ここであまりに議論ばかり重ねてやっているとできなくなってしまう。どんどん状況は変わっていきます。TCFDのファイナルレポートも、動いている状況を極めて明確に書いておきまして、これから数年かけて、ある程度は収れんしていくだろうとは思っているのですが、現在この数年間でまた中身がかなり変わっていくだろうと思いますので、そういう意味で、語弊を恐れずにいうならば適当なところで、今回どこかの状況に合わせて、世界の中で遅れが今非常に激しい部分をとにかくキャッチアップして、なおかつコンパクトにするということは、次に変えやすくするというような形を考えるべきだというのが、去年の検討会の中の一つのスタンスだったと、必ずしも書いてはいないのですが、私は理解しております。

それから環境会計で栗野委員のおっしゃった言葉ですが、実は統合報告は財務報告といわばサステナビリティ報告のキー・イシューをインテグレートするというのが大前提なのですが、日本の場合は全然インテグレートされておらず、コンバインドされているだけであるわけです。

世界で、今ISOで規格をつくり出したりはしていますが、ある程度確立したものが実はあるわけではない。ということは、あちらこちらで皆さんが自分の主張をし出している現状ではないかと私は思っています。ですからある意味で、今回のガイドラインの中で若干、環境会計と環境報告の中でのインテグレーションの方向性が出て、当然これは世界に出しても、「それは何だ」と説明が必要ですが、完全に動いている状況ですので、ある意味ではトリアルで出しながら、世界の中のある落ち着いたところに収れんさせていくという形が必要ではないかと。それを待っていて、それから日本で発信しようというのではなくて、今ないところで発信していくというところに私は意味があると思っていますので、今回コンバインすることは非常に意味があると思っています。

上妻委員長

援護射撃をありがとうございます。まだまだ皆さんご意見をお持ちだと思うのですが、ずっとこれを繰り返していると議題1で今日は終わってしまいますので、それはとても困りますので、次のガイドラインの改定の方向性というところに議論を進めさせていただき

たいと思います。事務局のほうからよろしくお願いします。

2) 環境報告ガイドライン及び環境会計ガイドライン改定の方向性について

I 資料説明

事務局

資料 4、資料 5 について説明（省略）。

I 意見交換

上妻委員長

今の説明の 2 ページをご覧ください。「ガイドラインの要素案」というところです。これまで環境報告ガイドラインをご覧になっていた方々にはかなり違和感がある、内容がガラッと変わった構成になっていると思います。

今回の改定に向けたコンセプトをつくる際の論点整理では、いわゆる従来型の環境マネジメントをどのようにしているかということについての報告ではなく、世の中が持続可能な社会に変わろうとしている中で、事業者の方々がそこで成長している。その中で環境対策というものが行われていくわけですから、そういう全体的な環境が実態として理解できるようにしていかなければいけない。そのために一番重要なことは、事業者の方々がこの問題をどのように捉えて、すごく長い期間も考慮しながら、どのようにそういう社会に適応しようとしているのかということがわからないといけないだろうということが意見としてまとまりましたので、こんな構成になっています。

今までだと定量的な情報が中心で環境報告書はつくられていたのですが、ここでは定量的な情報より、むしろ定性的な将来見通し情報や戦略情報のようなものが中心になってくるのです。つまり健康診断をして検査値を見るというよりは、むしろその人の体質や体格がどのぐらいいいとか、病気に対する抵抗力がどのぐらいあるのかということを書いていただくというように構成をしているところです。

先ほど水口委員のほうから、財務報告の枠組みで考えるのであれば、すでにもうそこにあるものについては要らないだろうとおっしゃられたのですが、例えばガバナンスです。日本の場合だとガバナンス報告書がありますが、必ずしもガバナンス報告書に書かれている内容がすべていわゆるグローバルな社会の中でガバナンスとして必要な情報を十分に満たしているかということ、必ずしもそうではないですね。

それから環境報告書や CSR 報告書のようなものにガバナンスのページがあるときに、よく会社の機関設計についての図が書いてありますが、日本の会社の機関設計はガバナンスが利くような仕組みにはつくられていないので、グローバルに考えると、その図を見る限りはガバナンスが利いていませんということを宣伝しているような状況になってしまうのです。それは好ましくないので、ガバナンスというのはどんなものを書かなければいけないのかという簡単なインストラクションをする役割もガイドラインにあるだろうということで、こんな構成になっているのです。

またビジネスモデルなどについても、ビジネスモデルがわからないと、その事業者の方が抱えている重要な環境リスクなどがわからないですから書いていただかないといけません。そういうものを書くような習慣もまだないです。

長期ビジョンに関しては、持続可能社会への移行というのは極めて長期的な出来事ですが、日本の場合は多くのケースで中期経営計画を組み合わせながら経営していくことが多くて、長期ビジョンがないこともあるのです。それは必ずしも持続可能な社会に適応していくという意味では好ましくないということで、そういうところを重点的に書いているガイドライン構成になっているのだということをご理解いただきたいと思います。

この改定の方向性に関して、非常に重要なところですから今日ご議論いただきたいのですが、先ほどの論点整理のことも含めていろいろお話いただければと思います。ご意見などよろしくをお願いします。

水口委員

方向性についてはたいへん賛成です。まず賛成ですということを申し上げまして、二つあるのですが、特に今上妻先生がおっしゃったことです。8 ページにありますが、環境配慮経営ではなくて、重要な長期環境課題への対応戦略に重点を置くという方向。私は非常に賛成で、これでいいと思っています。ご説明いただきました要素も私はまったく違和感がなく、統合報告のフレームワークに非常に似ているのかなという感じを受けました。

一方、おそらくこのフレームワークを、ここにいる人はわかるのだと思うのですが、普通に見ると上から見ていくので、まずガバナンスを書いて、次にビジネスモデルを書いてというようにいきがちだと思うのですが、おそらく本当は（最終的な報告書としてはそういう形だとしても、考え方としては）8 ページの重要な環境課題への対応戦略、あるいはその前の課題の決定から入って重要な環境課題の対応戦略があって、それが基になって長

期ビジョンやビジネスモデルができる。こういう方向でものごとが考えられるべきだろうと思いますし、そういう方向でつくられるべきものだと思うのです。そのことがわかるようにこのガイドラインは書いていないと、ぶつ切りになってしまうと思いました。ですからそこは一つ重要かと思います。

もう1点は、ガバナンスについて、書く必要はないといったつもりはございません。そういう意味ではなくて、おっしゃるように例えば有価証券報告書に書かれているガバナンスの項目には、そういう重要なことは書かれていない。すると、このガイドラインで提示した、今いわれたような本来書くべき内容を、環境報告書というところで、別冊子で書くだけではなくて、そこで書いてあることと有価証券報告書で書いてあることが別々だとまぎれいわずいわけで、有価証券報告書でガバナンスにして書くときにもこのように書いてくださいねという話なのだろうと。ということはやはり想定する報告のあり方というか、報告のフレームワークとしてどういうものを想定しているのですかということが、ガイドラインの前文的なところで少し解説されるといいのかなというようなことを思いました。

上妻委員長

この順番につきましてはかなり検討しまして、たぶんこれが一番いいのだろうというようにしてあるのですが、ご意見もいただきましたので、検討のプロセスで、その点についてはもう少し詰めていきたいと思います。

ガバナンスも含めて、やはりガイドラインのインストラクションとしての役割を強く意識していきたいと思いますので、その方向性でいいとおっしゃっていただきましたので、その方向性で内容については詰めていきたいと思います。ほかにいかがでしょうか。

飯塚委員

住友林業の飯塚です。私はこういう枠組みを勉強している研究者ではなく、あくまで企業の立場でそれを利用する側なのですが、このガバナンスといっているのは、環境をマネージするガバナンスがどうなっていますかということが今までの環境報告に書いてあった。今の SRI の質問というのも、「ではその環境の問題をあなたたちは取締役会に報告していますか」「社長が直接そこにコミットしていますか」「取締役会が何回コミットしていますか」というような形の質問のされ方をしている。

ここに会社経営のガバナンスを書けといわれると、今の会社の縦割りといいますか、

CSR 推進室の私が会社のガバナンス、もちろんそれは総務部や経営企画部が持っている価値証券報告書に書いてあるガバナンスをうちは ESG 中のガバナンスのところに書いて、さらに環境報告の中に「環境経営に関するガバナンスの ISO14001 があります」とか「何とか委員会があります」ということを書いているので、どちらを求めているのかなというのが混乱するというか。

要は、これは環境省がやっている事業で、環境の報告ガイドラインでいろいろ制約があることと、それから理想として本当に ESG 全部をまとめて見るべきだといういろいろなことがありながら、これはできる、これはできないといったときに、このガバナンスは何なのかと。

あともう一つ、直接何か具体的なポイントがあるわけではないのですが、私は先月スイスで投資家向けのセミナーに、企業ですが、参加をして、投資家という言葉が 200 万回ぐらい出てくることに違和感があった。私たちは報告をするために事業をやっているわけではない。

先ほど健康診断の話が出ましたが、やはり身長、体重のようなものを測るのはみんながアグリーしているし、それが財務諸表の中に出てきている。しかしそれだけではなくて、ピロリ菌がいるのかどうかも知りたいとか、そういう話から人に親切なことを一日何回しましたかとか、そういうことも知りたい。それが最終的に筋肉ムキムキだけではなく、本当にこの人がいればもっといい社会になるな、たくさん生産性が上がるなということを知りたいから、投資家もそれを確認したいし、そういうことを報告させるとか、そういう指標を会社の中で見ていけば、あなたの会社は地球にも迷惑をかけず、でも結果的に経済的にもプラスになりますよと。インストラクションということですよ。

入社式の健康診断で突然小指の長さを測られたりするとすごく違和感があると思いますし、目的が、インストラクションとしての役割というのはすごく賛成するので。つまり「投資家が求めているから、これとこれとこれを開示しなければだめなのだ」というところから議論が入っていくと、結局、投資家は、最終的には地球をよくしたいと思っている超長期の目線の投資家の方もいれば、やはりそこで稼ぎたいと思っている投資家もいるわけなので、そこに引っぱられてしまう。

今まで投資家が短期志向で、あれを出せ、これを出せといわれたことを 3 カ月ごとに開示していったら、気づいたら長い目で見たらプラスにならないことがたくさん起きたよねという反省から、いろいろな議論が今金融界の中でも起きていると思うので、その根本

を外さないようにしないと。

実は私も、社内で説得するのに「投資家が求めています」というのはすごく効き目があるので、200万回ぐらい本当にいっているのですが、しかしあまりそこに引っぱられても、本当にそれが企業活動として環境にプラスになることを誘発、促進していくことになるのか。そこは気づけば一生懸命議論したのに3で足して割ったものになってしまうとおっしゃっているので、その目的が何なのか。インストラクションとして、今までやっていない人にも、こういう数字を拾って報告していけばあなたの会社の経営もよくなるし、資金も入ってくるし、地球にもいいよねというところは忘れないようにしたいなと思います。

あともう1個、私がたぶんこのようなところに声をかけていただいたのは、いろいろわりと正直ベースでコメントするからではないかと思うのですが、今たぶん会社の環境部やCSR推進室に異動になったときに、まずこれを渡されて勉強しなさいというものに残念ながら環境報告ガイドラインはなっていないと思うのです。

「GRIガイドラインの改定があるからセミナーに行かなくちゃ」とか「これを勉強しなくちゃ」とか、そういうものには今みんなすごくアンテナがあるのですが、やはり「環境報告ガイドラインに書いてあるから、これはやらなければだめなんですよ」というだけの強制力のようなものは残念ながらない。そういうことがあるのは、「経済産業省にこれを報告しなければいけないから」「省エネ法で決まっているからやります」というと、みんな黙ってやりますけれども、本当に使われ方をどうするかは、枠を超えるというお話はあったのですが、そこもやはりどういうものにするか。やってみたら結果的に海外からの資金も入ってくるとか、そういうことは。

だからあれをしろ、これをしろ、これはだめというほど具体的なコメントではないのですが、「投資家」は便利なキーワードですが、使いすぎることに違和感があるのと、枠組みとしてあくまで環境報告なのであれば、環境部の人である程度完結するようなものにしていただけたら、過去の延長線上からはやりやすい。しかしそれも突破するものをつくるのだということであるならば、本当にその覚悟を持って、IRと経営企画部と一緒につくっていく。

有価証券報告書が先につくられて、私はその有価証券報告書を見ながら、いろいろCDPに回答したり、そこに齟齬が出ないように、その枠の中で仕事をしたりするのですが、枠決めのところから一緒にやるということだったら、それはある意味背中を押してもらうこととなりますし、そこは本当にどこを目指すのかというのは確認したいなと思いました。

上妻委員長

たぶんすべての質問に同じ答えが有効だろうと思うのですが、基本的な認識として、われわれ事業者の人たちの事業環境が持続可能な社会に移っていく中で大きく変質しているという認識を持っているのです。そうなるべくると、もちろんこれは環境報告ガイドラインなので、ガバナンスも環境ガバナンスです。ガバナンスなのだけれども、環境ガバナンスといって環境部だけで何かをして足りるようなものではもうなくなっているのです。それは今すぐ昨日から今日にかけて大きく変わったということではなくて、ジワジワと変わりつつある状況なのです。

そういうことになってくると、環境ガバナンスで単独で成立しているものもあれば、そうではなくなってくるものもある。そういうものが書けるような。だから原則的にどういふものが大事なかがきちんとわかるようなガイドラインにはしていきたいというように、論点整理のところでは議論が集約しています。

ですからその結果、投資家向けの情報をどうつくるかということについて、特に投資家のことを意識するというよりは、むしろ会社自体が、事業者の方々の中で環境対策が行われていくわけですから、その方々が持続可能な社会に行く中で成長しつつ、その中で環境対策が行われているという全体像がわかるような基本情報を、環境報告も意識すべきだと。

これが例えば先ほど来から出ている財務報告の中ですでに出ているのであれば、もうそれはつくる必要がないです。おそらく重要性のところから始めて、重要な課題のリスク評価と識別から始めて KPI を書いていけば済んでしまうのですが、そうではない状況の中で、環境報告ガイドラインというのはどういう役割を果たすべきなのかということが論点整理のときに大きなテーマだったわけです。それは事業者の方々によって、抱えている問題の違いによって、使い方は変わってくるだろうと思います。ですからそういう意味での汎用性を強く意識しているということです。

おそらく環境部の方で、今まで環境のデータを集めて書かれていた方が見ても、「これはちょっとわれわれにはできない」とおっしゃることもあるかもしれないですが、そこにあまり強く拘泥してしまうと、ガイドラインが来年か再来年には使えなくなってしまうので、そうはならないようにしたいということです。

後藤委員

飯塚委員に昨年ご協力いただいた情報開示基盤整備事業のワーキンググループの座長を私は今年もやっているのですが、あそこでも 100 項目近いものの中にけっこうガバナンスは入れてあります。ガイドラインが変わると、来年か再来年、情報開示基盤整備事業の項目も変えなくてはいけないわけですが、特にガバナンスが悩ましいのは、今委員長がおっしゃったようにすごく動いています。会社全体のガバナンスのことが、実は環境にもものすごく影響するものと環境に特化したガバナンスの部分とがあって、その境目が非常にあいまいなわけです。明確にこちらは有価証券報告書ですよ、こちらはこちらですよと必ずしも分けられないと私は考えています。

例えば TCFD のファイナルレポートである移行リスクの中の一番上がポリシー・アンド・リーガルリスクです。皆さんご存じのように、昨今自動車業界では、移行がリスクではなくなって顕在化してしまったわけです。そうすると、あの自動車業界のガバナンス、特に気候変動に対するガバナンスをどう考えるかは、環境なのか、会社全体なのか。当然環境にも影響するし、会社全体だし、このあたりの境目が業界、業種、企業によってどんどん変わってくるので、あまり論理的に分けられないと私は考えています。

藤原委員

今の議論ともつながるのですが、私は水口先生がおっしゃったことを同じように感じています。本当に環境の取り組みをしているときというのは、やはり自分たちのビジネスモデルがどうであって、どうなりたくて、それに対する社会的課題がどうで、それをどう解決していかなければいけないかというのがあって初めて、本当に PDCA は回ると思うのです。非常にそこは重要かと思っています。

その中でいつも悩むのは、そういう中で何を開示していくかといったときに、これは ESG、本当に投資家の方が何を求めているのかがよくわかる場所がありますが、そういうのを解決していった企業が成長していくというストーリーを聞きたいのか、それとも人間ドッグのようないろいろな数値を見たいのか、どちらなのかというのがいつも議論になりまして、われわれも情報開示していくときに、いつも議論しながらなかなか解決しないのですが。

われわれの中では一応やはり本文はストーリーでいこうという話をしています。ただし細かい情報は知りたい人もいるでしょうから、巻末に細かい数値データを出しております。ただこれは非常に重要で、要は重要性にポイントを置いて開示するのか、細かいことを開

示するのかというところが最初の議論の中でもあったと思うのですが、けっこうそこに悩んでいる人も多いというのがあって、そういうことを考えると、このガイドラインの構成要素自体はまったくアグリーではありますが、全体の方向性としてどう出していくのか。つまり重要性のところポイントを置いて出していくのか、細かいところを出していくのかによって、例えばこの資料でいうと 11 ページのところ、いくつか例えば気候変動とか水ストレスとかありますけれども、これは各社によって関係ある企業、需要の差がある企業があるわけで、そこは議論がないところはあまり意味を成していかないところがあるかなと思っていますが、そこはどのように考えていらっしゃるかを聞かせてもらっていいですか。

上妻委員長

重要性はやはり強く意識して論点整理が行われています。TCFD のファイナルリポートを見ていただくとわかるのですが、気候変動情報は全産業レベルで、どの企業にとっても重要な課題である。それは低炭素社会に移行していけば当然そうなります。ですから今現在の時点で見ているのと、ずっとこれから 10 年、20 年たって状況が変わる中で見ていくのと、見るものが違ってくるだろうと思います。ガイドラインをつかって明日から改定するわけにもいけませんから、とりあえずは中長期的な方向性がきちんと明示できるようにしておかないといけないですし、それから機動的に変えていかなければいけないのも当然あるだろうと思います。

そのために本文のところは極めてコンパクトにまとめてしまって、あと付録にするといったのは、細かい簡単なわかりやすいインストラクションを機動的に出していったほうがいいのではないか。ガイドラインを 1 個だけつくって、それをずっと使い続けて、それに従ってやっていけば何とかなるというのではなくて、具体的な事例をたくさん見ていただいて書くほうが、特にこれまであまり環境報告になじまなかった事業者の方々にも役に立つのではないかとやっていますので、そのあたりもあまりご懸念いただくようなことはないのですが、そういう意見をいただきましたので、それが反映できるように次回以降検討していきたいと思っています。

橘高委員

私は今報告書のガイドラインからすごく離れた状況にあって、皆さんが環境報告ガイド

ラインを改定するにあたって国際的な発信力をとうお話をされていて、すごく意欲的だとお聞きしておりました。

ただ実際にこの環境報告ガイドラインを誰が使うのかと考えたときに、やはり先ほどのご指摘にあったように、大手の企業の方だと「まず環境省の環境報告ガイドラインを」ということにはならないのが現実ではないかと思っています。改定の方向性の中にも、中小事業者にとっても使いやすいものをとということが書かれていますが、それは実際のニーズとも合致していて、より中小事業者の方に使いやすいものができれば、私としても、結局それが日本の環境負荷全体を引き下げていくことにつながるのではないかと感じております。

先ほどガバナンスのところ、環境のガバナンスなのか、全体のガバナンスなのかというお話がありました。大手の方ですと、もちろん有価証券報告書を出されて、全体のガバナンスについては「そこに書いています」ということもあるのかもしれませんが、しかし、小さい企業になればなるほど、環境ガバナンスというように限定してしまうと、それこそ「ISO だけやっていたらいいんでしょう」というようになりがちだと思います。私は中小企業の方にこそ、経営者の方に環境マネジメントの視点だけからの環境ガバナンスではなくて、どのように中小企業が持続可能な社会に対応していくのかというガバナンスの記載を求められているということを考えるきっかけに是非していただきたいと思います。ガバナンスのところも、モジュール化とそれがなじむのかどうかあまりわからないのですが、やはり小さな企業から見たときにも、ガイドラインが求める「ガバナンス」の意味がよりわかりやすく解説されたものになればよいと思っています。

上妻委員長

たぶんガイドラインの原案はそういった方向性になるだろうと思います。

松川委員

私は QUICK の ESG 研究所という組織にいるので、最初にこのガイドラインが一貫して ESG を意識したということ強くいわれているように見えたので、皆さん、ここでは ESG というのは何をいおうとしているのかということが自分としては少し一致していないようにまず思います。

私たちがやっている ESG というのは、やはり飯塚さんがおっしゃったように、投資家で、私たちは 300 万回ぐらいいっているのですが、どういう投資家かということもおっし

やっていましたが、そこがまずわかったほうが良いと思っています。日本の投資家は、まだ ESG 投資についてはたいへん後進ですので、ようやく GPIF がいい出して動いてきたのですが、ここをもし ESG というならば、グローバルな長期投資家であるということの一つ意識すると、いろいろなことがすっきりしてくると思います。

グローバルな長期投資家とはどんな人かという、年金基金や大きな投資家ですが、その人たちがどういう投資をしているか。ユニバーサルオーナーというのがまず基本になっています。これは企業のほとんど、市場のほとんどに投資している、保有しているので、TOPIX 自体はほぼ全部持っているという投資家です。だからこの人たちが何を指すかといったら、全部の企業のサステナビリティです。

これを世界中で全部促進しないと、すごく大きな話で恐縮ですが、今年いわれていることは、経済全体、サステナブルなキャピタルマーケットが存続しない限り、投資家も利益を得られないし、企業もずっと事業を続けていけないし、人々も暮らしていけないという大きな概念が出ました。

これは Blueprint というのですが、PRI の長期の責任投資、ESG 投資を世界で牽引している責任投資原則の中で 2014 年に発表されたものです。つい先ごろ、ベルリンで PRI in Person という年次総会があるのですが、ここに行ってきました。今回は 1000 人ぐらいの機関投資家とアセットマネジャー、企業の方も参加して方向性を確認していったのですが、今後の 10 年では、やはりサステナブルなキャピタルマーケットの基本となるのはサステナブルな経済ということで、ここにプレイヤーとして参加されている企業の方々が同じ方向性を持っていかないと、キャピタルマーケット自体、経済活動自体が損なわれてしまうという大きなフレームを持っています。これを少しずつ具体化していったり、課題別に議論していったりということをしているので、このあたりは本当に難しいし、PRI 自体も今議論の最中なので、固まっていないことが多い。

一つ固まったのが、パリ協定と同期をとろうということですから、ここは強力に投資家たちはサポートしているのですが、そのほかのことについてはまだいろいろな議論があつて定まっていない。例えば人権などでもそうです。ここで柔軟に世界の動きを見ていくことが重要になってきていて、環境であったはずのパームとか森林の問題が、今や人権問題と両方絡みついて、すごく重要な課題になってきています。

こうすると飯塚さんがおっしゃったように、環境部門や CSR 部門のmatterではなくて、私たちからすると経営matterであると位置づけられますし、投資家はそういう経営の方針

を、先ほど藤原さんがおっしゃったことのお返事になりますが、長期的なビジョン、シナリオを求めています。シナリオを柔軟に書いていける体質であるためのガバナンスということが1つ知りたいのですが、それは報告書になかなか書けないので、ここは一応書ける範囲で書くというのが現状だと思います。

片や細かいデータを求めるのですが、これは実はポートフォリオを管理するためには必要なことです。総排出量をポートフォリオで管理していく。ポートフォリオというのは、投資家が持つポートフォリオを排出量で管理して行って、そこでもし準備すべきリスクがあれば、その企業と一緒にどうしようかということを考える。カーボンアセットリスクに対するエンゲージメントですが、こういうことをしていきたいので、データも「すみませんが、計算して出してください」ということをお願いしています。

これも ESG 投資の手法や戦略は一つではないので、詳細なデータだけでなく、ガバナンスやシナリオ分析への取り組み度合い等も総合的に定量的な評価（スコア化）をして、レーティングをつけてインデックスに使うような場合もあれば、長期的に保有するので、経営者とエンゲージメントをしていきたい、トップミーティングをしたいというアナリストもいます。そこだけピックアップして、アクティブ投資ですが、エンゲージメントをして、価値が上がりそうな企業に投資するという投資家もおります。いろいろな形があるのですが、これは投資家側のビジネスモデル、工夫のしどころです。全体的にはやはり経営としてこの方向性に合っていないと、持続可能な発展に、すべての外部コストの内部化は重要であるから、ここも意識して皆さんでやっていく。このあたりを、環境省ですが、このガイドラインで、細則でない原則主義、いいと思いますので、一つ一つが少しずつそういうグローバルな方向に合ったものに解説していけるようなものであればいいなと思います。モジュール化というのは、付録というよりはモジュールで組み立てられているというイメージで合っていれば、それは私も賛成です。

富田委員

もしかしたら今日で方向性の議論は終わるのかなと思うので、修正するのならばなければいけないのだと思います。いくつかあるのですが、1 ページ目のはじめの「ESG 報告に大きな変化」ということで、「これまで」「これから」と書いてあります。いいたいことはわかるのですが、「これまで」「これから」と書くと、これからは下だけでいいのか、これ

までの「環境負荷及び環境配慮等の取組状況」は要らないのかという気もするので、どちらかという、「これからはこの下のやつもプラスになります」という書き方にしないと正しくないのではないかというのが1点。

あと2ページ目の「ガイドラインの要素案」は、このように行くなればこれでもいいと思うのですが、少しバランスというか今までの考え方もあると思うのですが、左側の「重要な環境課題への組織的対応」のところは、もしかしたら2つに分けて、コミットメントから長期ビジョンまでは非常に上位概念的な話なので、そこを区切って、2つ目の箱を用意して、例えば「重要な環境課題の特定と対応戦略」のような2個目のボックスをつけて、3章構成のようにしたほうが、たぶん流れ的にはわかりやすいかなという気がするので、そうしてはどうか。

あともう1点が、7ページ目の「重要な環境課題」のところのマテリアリティの定義のような話です。これは改めて見ると従来からこのように書いてあったような気もするのですが、「事業者自らが重要であると判断した事項と、ステークホルダーにとって重要であると考えられる」というと、かなり恣意性が出てくる可能性もある。先ほどの1ページ目の「環境・社会に対する重大な影響」とか、そういう言葉があるので、特に環境課題の場合は、環境インパクト、環境影響の大きさをここに明示すべきではないかと。

私的に考えると、重要な課題の決め方というのは、ステークホルダーにとって重要と考えられる事項と環境インパクトの大きさを鑑みながら事業者が重要と判断した事項というのがたぶん正しい考え方ではないかと思うので、いずれにしても環境インパクトのようところはここにに入れておかないとよろしくないかなと思いました。

栗野委員

方向性はいいと思いますが、2ページの「重要な環境概念への組織的対応」という日本語は問題を矮小化させる気がするのです。組織的に、頑張っていますというので終わってしまう。キーワードはコンセプトをきちんと伝えられるように、かなり慎重に考えたほうがいいのではないかというのがまず思ったことです。

それから水口先生がおっしゃった、ぶつ切りになってしまっている感じがするというのは、実は私も少し懸念しているところです。例えば経営者のコミットメントというのは、冒頭の緒言で書けばいいというものではない。TFCDの特別顧問が、出されたデータの責任は誰が取るのか、経営者がきちんとデータとしてもコミットメントしているというものを出してもらわないと、投資家サイドはそのデータは信じられないとはっきり述べている。

コミットメントというものの重さが、この組織的対応の流れの中で実は全部あるのです。重要な環境戦略の特定にしても、経営者あるいは取締役会がきちんとやってきているという流れを見せないと、組織的などという表面上の言葉だけでは、ESG投資で慣れている欧米からは語っていることが評価されないと思います。

それから、データが必要という部分に関しては、対応方針にも書いてありましたけれども、ここは同じ環境経済課でやっている環境情報開示基盤整備事業との融合性が図れる部分ではないかと思うのです。あれはまさに投資家向けで、かなり細かいデータを出すとなっていますので、データ性の部分は思い切って、環境情報開示基盤整備事業の中でどのように吸収、発展させるか、あるいはそのガイドラインとして、どのような取り組みができるかということを考えていくことが、一つの手としてはあるのではないかと思います。

3点目は、投資家ではなく NGO 側の人間として、今までのような環境報告はもう見たくない。マネジメントのツールとしてやってきたということはよくわかります。矮小なモジュール化でもいいですが、そこにこういうことは期待されていないというのも書いていいのではないかと思うのです。特に生物多様性などという項目を見ると、求めている情報しか書いていないのです。何が求められていないかということもあったほうが、私としてはより意味のある内容が出てくるのではないかと期待するので、そういう部分も考えてみてください。

上妻委員長

今までいただいたご意見に関しましては、まとめさせていただいて、お答えを次回配布させていただきたいと思います。

魚住委員

基本的には私はこの方向性で結構だと思っています。ガイドラインの要素案も、文章、定性的な記述が多いのですが、私の印象は、きちんと書けるところは、このようなところに来られているような企業はできるだろうと。そうでないところは、文章能力がある人とかコンサルとか、そういう方がチャンスなのではないかという印象を持ってしまう。しかしそういうことをやってでも、企業のトップの方とかがそういう認識を徐々に持っていくことはいいことだと思います。

ただそもそも前提の海外の機関投資家、その意向、その欲しいものを出してあげる

ためにつくるようなスタンスというのが、個人的には「ちょっとあんまりなあ」というのはあるのですが、日本でもワールドワイドの企業、グローバル企業があるので、そういうところはそういうのに従わざるを得ない。それが世の中の流れということは認めます。しかしそこだけがステークホルダー、すべてではないというのはやはり持っていただきたい。

その中で 11 ページの「ガイドライン改定の方向性」の中。これは論点整理のところでは、一番下の「大気環境、水環境、土壌環境等の保全等」がなかったのです。私はあるほうがいいと思います。従来日本の CSR 報告書などは環境に偏っているということがいわれていたのですが、それはそれで悪くないと思うのです。できればこういうのをもっとアピールしても本当はいいと思うのです。

むしろ海外の機関投資家や評価機関が、日本のこういうのを横並びで比較評価できないというのが彼らはあると思うのです。けどそこはあまり気にしなくても、やはり大事なものであると。工場周辺の使途とかではサイトデータ。サイトデータなどはウェブでもいいので、やはり開示は望ましい。環境省が環境報告という以上は、やはりそういうのはどこかに開示してもらいたい。個別にはいろいろあるのですが、それはまた次回以降にして。

米山委員

本当に手短に。異なるニーズがありまして、どの方にフォーカスした報告にするかというところは悩ましい問題として残っていると思っています。特にグローバルな投資家側に寄るのか、それとも例えば日本の中小企業の側に寄るのかというところが、たぶん二元的な対立の本質にあると思います。自分が専門としている財務報告の場合には、基本的にはたぶん環境の問題と比べるともっとグローバルに環境がそろっているので、グローバルスタンダードベースで、日本でどこまでそれに寄れるかという話ができますが、この問題の場合には、まずは基本的には日本の独自の環境をベースにしたガイドラインづくりが求められているのだということがよくわかったです。

ただ一方でグローバルスタンダードとの関係を知りたいという方もおられるでしょうから、巻末とか、あるいはガイドラインとは別枠の説明でも構わないと思うのですが、いわゆるグローバルスタンダードと強調点が違っているところが最終的に出てきたら、その事実と、なぜその違いが生まれているかということを別途説明するような試みがありますと、ユーザーの方に納得していただけるようなガイドラインになるのではないかと思います。

上妻委員長

ありがとうございます。最後に事務連絡がありますので、事務局のほうからお願いしたいと思います。

3. 今後の予定

事務局

今回の会合ですが、第2回検討会は平成29年12月14日の10時から12時まで、第3回検討会は平成30年2月23日の10時から12時までとなっております。場所等詳細はまた事務局のほうからお知らせいたします。

また、追加のご意見等がありましたら、10月18日までに書面あるいはメールにて、事務局の委託を受けた私ども新日本有限責任監査法人までご連絡いただければと思います。

4. 閉会

上妻委員長

ありがとうございます。本日はこれで終わりたいと思います。皆さん、どうもお疲れ様でした。また次回もよろしく願いいたします。

以上